



安城市議会議員 石川つばさ通信 号外 市政レポート

市民文教常任委員会視察報告

2019 年 7 月 24 日～26 日にかけて市民文教常任委員会において視察を行いましたので報告します。

初日、東京都杉並区を訪れ、大型児童館「ゆう杉並」を視察しました。『ようこそ！ゆう杉並へ』をテーマに、どんな子も受け入れるとしています。説明を聞きながら資料を拝見する中でまず目に付いたのが、類似施設の豊富さです。ゆう杉並は他施設と規模は違うものの、他にも児童館が 38 館整備されています。人口の違いがあるとはいえ、安城市の 4 割弱の面積にこれだけの施設が整備されていることは特筆すべき点であると思います。

	人口(2019 年 8 月時点)	面積	児童施設
安城市	約 189000 人	約 86 km ²	児童センター 9 館
杉並区	約 573000 人	約 34 km ²	ゆう杉並 1 館 児童館 38 館

ゆう杉並は、中高生の利用が優先(限定ではない)されます。他の 38 館は小学生が中心で、中高生になると利用に抵抗を感じる子が多いようです。反対に、ゆう杉並は小学生にとってある種のステータスになっているようで、少しませた小学生も利用するそうです。ゆう杉並の運営は、大人が提供したものに中高生が参加するという形ではなく、中高生の発案を大人がサポートするのが中心となっているそうです。1991 年に児童福祉センターの移転計画が持ち上がり、新施設をにらみ、課題だった中高生の利用について模索を始めたのがこの時期だったようです。小学生中心で抵抗を感じていた中高生を呼び込もうと、「中高生タイム」という専用の時間を設けたそうです。こうした取り組みは大人主導で行われ、当初は BBQ をするなどして盛り上がりも見せたようですが、長くは続かず、次第に足は遠のいていったそうです。「大人が用意したものに参加するだけではすぐに飽きられてしまう」というのがその時の教訓の様で、新施設建設にあたって、中高生による「中高生建設委員会」が立ち上げられました。同委員会からはどの様な施設にしたいか自発的な声が上げられ、最大限その意見が尊重されたそうです。具体的には、「演奏練習スタジオ」「競技ができる体育館」「何もなくていいロビー」「持っていない人も楽しめるゲームの場」等が上がったようで、これらは実際にゆう杉並内に完備されていました。唯一職員側からの提案で設けられたのがクライミングウォール(厳密には若干の違いがあるようですが、ボルダリングの壁を想像いただければ当たらずとも遠からずだと思われそうです)で、一人でもできる競技だからというのがその理由だそうです。ゆう杉並の完成は 1997 年で、中高生建設委員会の委員は施設が完成する頃には既に対象年齢ではなくなっています。しかし、対等に話を聞いてくれ、実際に自分たちの意見が大いに取り入れられたことで、大人に対する信頼が高まったようです。一部委員とは現在も施設側との交流があるそうです。利用が減少傾向を示した 2007 年には中高生自身が催しを企画・立案する仕組みを作るなど、「大人が用意したものに参加するだけではすぐに飽きられてしまう」という教訓はハードにとどまらずソフトにも活かされているようでした。面白かったのが TV ゲームの設置されたコーナーで、通常の公的施設ではなかなかない試みに思えました。その運営も、「今年のゲームの予算はこれだけだから、春先には〇〇を買う。秋には新作の××が発売予定だからそのための予算は残しておく。コントローラーも年度内に壊れる可能性があるからその予算も…」と、予算の使い方も利用者である中高生が采配を振っているそうです。その大枠の予算取りのできる担当や、それを良しとする歴代の首長や議会、自治体そのものの気風も興味深いものです。全体を通じ、中高生の健全な居場所づくりを行っているのかなという印象を受けました。ゲーム一つとっても、ゲームセンターに入り浸るよりも職員の目の届く公共施設内であれば問題は生じにくくなります。たまたまこの日は夏休みに入ったばかりで、高校一年生による「デビューライブ」がホールで行われていました。照明操作はライブハウスさながら(この操作も中高生による)で、赤や青の照明が場内を照らしていました。本当のライブハウスにいけばビールの小瓶片手にタバコを吸っている人が居そうな雰囲気ですが、当然ここでは酒もタバコもありません。アンフォーレも中高生の健全なたまり場という期待が込められ、まずまず成功しているものと思いますが、ゆう杉並はまた違った切り口からその成功を納めているように感じられました。そうした中、「SOS を見逃さない」という担当職員の言葉が印象的でした。曰く、1 日平均 175 人が同施設を訪れるなかで、「向き合い方が 175 分の 1 では駄目だ」という意識の高さが伺えました。これは、職員個人の特性という側面もあるのかもしれませんが、人事も少なからず影響していると感じました(この点は後述

)。来館する中高生の中には、家族・友人・彼氏彼女との関係などで悩んでいる子も少なからずいるようで、親身な対応をしているそうです。また、血気盛んな年代故に時折はトラブルもあるようです。ただ、例えそれが、一方が手を出した様な事案であっても、手を出した行為そのものはしっかりと指摘したうえでその前段に何があったかにもしっかりと耳を傾けるそうです。そのことで、職員への信頼が生まれ、延いては同施設を居場所と認識してもらえるようになっていくようでした。最も強調したいのは、ゆう杉並を含む39館は全て直営であるという点です。この日説明頂いた担当職員さんは地区の児童館に勤め、最近またゆう杉並に戻ってきたそうです。同区はゆう杉並や児童館の業務を専門性の高いものと認識しているようで、職員は保育士や教諭などの資格を持つ者ばかりだそうです。こうした施設で働く職員が本庁の畑違いの部署に異動することはないそうで、管理職クラスにもそれが適用されている点は安城市も参考にできるものと思います。改めて、「民間だからできる、公共だからできない」は虚偽であると確信する視察となりました。

二日目、新潟県糸魚川市を訪れ、2016年12月22日発生の大規模火災について説明を受けました。発災日は調度、12月定例会の最終日だったそうで、本会議中に第一報が入り、会議も中断されたとお聞きしました。同大火は、ラーメン店店主が仕込みの火をつけたまま店を離れたことに起因し、甚大な被害をもたらしました。店内の消火器は使われず、出火から通報までに8分かかったことが被害を拡大させた一因だったとのことでした。同地区はフェーン現象による強風(2016年大火災では最大27m)で「飛び火」が生じ、過去に何度も大火に見舞われた例があります。この日は議長さんや担当職員さんら複数人からお話を伺いましたが、度々、「木密」という言葉が聞かれました。読んで字のごとく、木造住宅密集地域を指す言葉ですが、耳で「モクミツ」と聞いた時はすぐにピンときませんでした。私の無知ゆえの部分もあるにせよ、自然にこの言葉が使用される辺りに火災という脅威に対する距離感の違いをそれとなく感じました。新潟県内に消防本部は糸魚川消防を含め19あるそうで、その内、離島の佐渡島消防を除く18消防が出動したとのことでした。この他、自衛隊や県外からの民間応援として水不足に対応するためミキサ車も出動したそうです。大火そのものについては再三報じられていますので割愛し、以下、その後について記していきます。お話を伺う中で、激甚災害認定されたことが復興に大いに役立ったという点は印象的でした。全壊が10軒以上ないと同認定はされません。事実、震災で5軒が全壊した村上市では全額を市費で賄うことになったそうです。たしかに、どこまでを激甚とみなすか、その線引きは難しいものです。ただ、国費が入らなければ被災者1軒あたり120万円のがれき撤去費がかかっていたとの試算からも、よその家屋が何棟全壊したかによって受けられるサポートが変わってくるという制度は再考の余地があるようにも感じられます。また、同メニューはあくまで自然災害に対する支援となっており、人災は対象にはなりません。今回のケースは、失火については人災であるものの、その被害を拡大させた強風は自然によるものという解釈で認定されました。裏返せば、同規模の火災になっていたとしても、強風が吹いていなければ保障がなされなかったということですから。こうした点も含め、既存の仕組みにはやや不安を感じます。現在、復興が進められ、延焼防止のための公園や空きスペースも取り入れられています。かつては2~3m程度だった道路も現在は6mまで広げられ、市民消火用として40mmホースの配備も進んでいるそうです。とかく、防災訓練を行うと放水訓練も元気な男性が行いがちなところ、「昼間地域にいない人だけが覚えても意味が無い」と高齢者など在宅率の高い人に優先的に覚えてもらえるように工夫しているとの事でした。水利としては100トン、200トンの大型防火水槽を備え、道路に接した人家には燃えにくい素材を使う(国の補助を利用)などの取り組みが紹介されました。2016年大火の教訓として「復興担当の部署をあらかじめ決めておくべきだった」との認識を示されました。確かに、安城市で言えば災害への対応は危機管理課の所管ですが、事後的な災害復興という点では横断的な課題で難しさも感じます(上記の事後対応で言えば都市計画や建築にも関わってくる)。議会側としても、市長をトップとしたピラミッドの外に位置付けられた機関であるという立ち位置から、災害時の動きが具体化し切っておらず、この点は今後、煮詰める必要を感じます。

最終日、神奈川県大和市を訪れ、ご遺族支援コーナーの設置について説明を受けました。同市では、一人暮らし高齢者の終活支援事業として生前争議契約の支援などを予てより行っていたそうです。昨年6月、没後の支援も必要ではないかと市長が指示し、10月にはさっそくご遺族支援コーナーが設置されたとのことでした。複雑で多岐にわたる手続きに担当職員が付き添うことで行き違いや二度手間を防止し、利用者からは概ね好評を頂いているとのことでした(アンケートによる満足度93%)。職員側が事前に準備をし、より確実な案内をするために、事前に予約を頂いてから来庁してもらうことを基本としているそうですが、直接来庁される方が多く、この辺りの周知が課題であるとの事でした。6月の設置指示から10月の開設まで僅かな時間であった点については、「開設までの期間短かったので手探り気味でスタートした。やってみて分かった、見えてきたことが多かった。開設2ヶ月で関係する部署の会議を開き、そこで出た課題をその後に生かした。」との答えでした。通常の仕事の業務で、年度途中で新規の事業が提起され、年度内に実施されることは稀であるように感じられ、その点について少し突っ込んでお聞きしました。すると、「市長は情報網の広い方。終活支援事業自体、他市でもあまりないはず。市長の熱い思いに基づいてスタートした。準備は確かに大変だった。特に関係課の調整は大変だった。ただ、市長から『10月までに』と言われたわけではない。具体的な日付は示されず、現場が頑張った結果が10月だった。議会の方でも反発などは出なかった。」との担当課の熱が伝わってくる答えが聞かれました。賛否の分かれるテーマではなく、大いに参考にすべき内容であったように思います。